

公印省略

1 疾病第 3 3 4 0 号
令和 2 年 3 月 2 6 日

各保健福祉（環境）事務所長 殿

保健医療介護部がん感染症疾病対策課長
（ 感 染 症 対 策 係 ）

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて（周知依頼）

風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについては、「風しんの追加的対策に係る令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて（依頼）」（令和 2 年 1 月 14 日 1 疾病第 2713 号）及び「風しんの追加的対策に係る令和 2 年度の対応について」（令和元年 12 月 24 日 1 疾病第 2613 号）により通知しているところです。

つきましては、医療機関においての令和元年度に発行されたクーポン券等の取り扱いに係る事務手続き等は下記のとおりとなりますので、貴所管内の市町村及び医療機関等関係者に対し周知していただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人福岡県医師会に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

記

- 1 令和元年度に発行されたクーポン券の取扱いについて
有効期限を延長して令和 2 年度も使用可能とする
- 2 医療機関においての令和元年度に発行されたクーポン券等の取り扱いに係る事務手続きについて
「令和元年度に発行されたクーポン券で令和 2 年度に定期接種を実施した場合」及び「令和元年度末に前倒し発行された令和 2 年度のクーポン券で令和元年度に定期接種を実施した場合」は、実施機関において、当該クーポン券を発行した市区町村の接種日の属する委託料を確認（※以下 3 で示す新旧価格表を使用。）し、クーポン券の面額に変更がある場合は、金額に取り消し線を引き、その下部に改定後の金額を記載する。実施機関は、クーポン券を貼付した予診票の合計金額を請求金額として取りまとめの上、福岡県国民健康保険団体連合会等を通じて市区町村へ請求を行うものとする。

3 令和元年度から令和２年度にかけて定期接種に係る委託料を改定した市町村及び新旧価格表

別紙のとおり

※他県の情報等は今後厚生労働省HPにおいて公表される予定ですので、申し添えます。

お問い合わせ先

保健医療介護部がん感染症疾病対策課
感染症対策係 今村

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3331